

改元・10連休にかかる各種対応について

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

2019年5月1日に改元、同日を祝日とし4月27日（土）から5月6日（月）までが10連休となることに伴いまして各種対応についてご案内いたします。

お客さまに極力ご不便をおかけすることがないように準備を進めておりますが、一部やむをえずお客さまにお手数をおかけする場合がございます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

金融犯罪にご注意ください!!

改元・10連休に関わる各種対応に関しまして、当組合の職員がキャッシュカードの暗証番号をおたずねすることや、キャッシュカードをお預かりすることはございません。

● 改元に関わるQ&A

Q1 「平成」が記載されている帳票・書類等そのまま使用できますか？

A1 2019年5月以降も「平成」標記の帳票類等は引き続きご使用いただけます。
そのままご使用いただく際には平成「31」年と表記ください。
新元号に訂正される場合には「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。
訂正印は不要です。

（例）2019年5月7日の日付を記入する場合

平成31年5月7日 もしくは （新元号）1（元）年5月7日

Q2 新元号表記の帳票類は改元後、すぐに使用できますか？

A2 新元号の帳票・書式をご用意するまで一定のお時間をいただきます。
大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q3 「平成」表記の手形・小切手はそのまま使用できますか。また訂正印が必要ですか？

A3 2019年5月以降も振出日・支払日を問わず「平成」表記の手形・小切手類はそのままご使用いただけますが、お客さま申し出で新元号に訂正される場合には「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。訂正印は不要です。

（例）2019年5月7日の日付を記入する場合

平成31年5月7日 もしくは （新元号）1（元）年5月7日

Q4 新元号表記の手形・小切手は改元後、すぐに使用できますか？

A4 新元号表記の手形・小切手帳の作成に相応の時間を要するため、2019年5月以降、当面の間は「平成」表記の手形・小切手帳を発行させていただきます。
大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q5 旧元号の証明書等についても有効ですか？

A5 運転免許証等の官公庁発行の旧元号が残る証明書等についても有効です。

● 10連休に関わるQ&A

Q1 10連休中の店舗は営業していますか？

A1 当組合の本店及び各支店は（一部支店を除き）、4月27日（土）から5月6日（月）までの連休期間中は休業日となります。
※4月27日（土）は深堀支店のみ窓口営業。
（10：00～15：00まで、預金業務の一部を取扱いしております。）

Q2 10連休中にATMは利用できますか？

A2 当組合ATMは通常通りご利用いただけます。
4月27日は土曜扱い、4月28日から5月6日は日曜・祝日扱いでの稼働となります。
また、提携コンビニATM（セブン銀行）も通常通りご利用いただけます。

※設置先施設、提携金融機関等の事情により、お取引内容・ご利用可能日・ご利用時間帯は異なりますのでご注意ください。また各種手数料は休日扱いとなります。
※当組合の各ATMコーナー稼働時間はホームページをご確認ください。

Q3 10連休前後の各種手続きには時間がかかりますか？

A3 10連休前後は、店頭の混雑や各種お手続きの集中が予想されます。
各種お手続きの完了までに通常よりもお時間を要する場合がありますので、連休前後を指定日とするお手続きについては日数に余裕をもってお手続きいただきますようお願いいたします。
また、通常月の初旬でお送りしているお客さまあての郵送物等につきましても10連休明けの郵送となる可能性があります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q4 10連休中が口座振替の引落の場合についてはどうなりますか？

A4 引落日が4月27日（土）から5月6日（月）の場合、5月7日（火）に引落としとなる収納企業と4月26日（金）を引落しとする収納企業があります。詳しくは収納企業にお問い合わせください。

Q5 10連休中を満期日とした定期預金の取扱いはどうなりますか？

A5 10連休中を満期日とした定期預金については、翌営業日の5月7日（火）以降にお手続きが必要となります。

※自動継続の定期預金は、満期日が休日の場合でも満期日に自動継続されます。

※自動継続以外の定期預金は、満期日以降解約日まで、解約日における普通預金利率が適用されます。

Q6 10連休中に期日や返済日が到来する借入金の取扱いはどうなりますか？

A6 ご契約時の借入条件に応じて、ご返済日は前営業日（4月26日）または翌営業日（5月7日）のいずれかとなります。契約上のご返済額も変わりません。

ただし、万が一4月26日または5月7日の約定返済日にご返済がされず、5月8日以降にご返済されるようであれば、お客さま個々にご指定されている約定返済日からの延滞利息が発生いたしますのでご注意ください。

また、10連休期間中はローンの延滞がある場合は入金されても連休中は引き落としされず、経過利息が発生しますのでご注意ください。

詳しくは最寄りの窓口へお問い合わせください。

